

DS-680.1 デジタル社会推進標準ガイドライン

# ウェブサイトガイドライン

## Website Guidelines (Draft)

2025 年●月●●日発行

# CONTENTS

## 1

### 概要 ..... 4

1.1	適用対象 .....	4
1.2	背景と目的 .....	5
1.3	記述範囲と構成 .....	5
1.4	関連文書 .....	5
1.4.1	導入のための参考になる文書 .....	6
1.4.2	支援ツール .....	7
1.4.3	利用の手引き .....	7
1.5	利用と配布 .....	7
1.6	改訂履歴 .....	7

## 2

### 用語 ..... 8

2.1	ウェブサイトの種類 .....	8
-----	-----------------	---

## 3

### ウェブサイトの設置・維持・管理・廃止 ..... 9

3.1	適切なドメイン管理の実施 .....	9
3.1.1	非goドメインサイトの移行又は廃止 .....	9
3.2	ウェブサイトの集約 .....	9
3.3	ウェブサイトの廃止 .....	10
3.4	適切な技術選定の実施 .....	10
3.4.1	標準適合性及び移植性の確保 .....	10
3.4.2	緊急時の可用性の確保 .....	10
3.5	他サイトへの移動の告知 .....	11
3.6	重複コンテンツの防止 .....	11
3.7	各国のプライバシー法制への対応 .....	11

## CONTENTS

# 4

## ウェブサイト・機能の命名 ..... 12

- 4.1 適切な命名・表記 ..... 12
- 4.2 多言語対応を前提としたサービスの命名 ..... 12
- 4.3 日本語名称の制限 ..... 12

# 5

## ウェブサイトの情報セキュリティの確保 ..... 13

- 5.1 通信データ及び情報発信源の信頼性確保 ..... 13
  - 5.1.1 TLSの利用 ..... 13
  - 5.1.2 HTTP/2の利用 ..... 13
  - 5.1.3 非goドメインサイトの真正性確保 ..... 14
  - 5.1.4 IPv6対応 ..... 14
- 5.2 保存データの信頼性確保 ..... 14
- 5.3 Cookieの利用 ..... 14

# 6

## ウェブサイトのシステムアーキテクチャ ..... 15

- 6.1 動作環境の選定 ..... 15
- 6.2 動作環境の変化に応じた運用及び保守 ..... 15
- 6.3 サポートが終了する技術等の取扱い ..... 16
  - 6.3.1 可読性の維持 ..... 16

# 7

## ウェブサイトのフロントエンド開発方針 ..... 17

- 7.1 多様な利用環境への配慮 ..... 17
- 7.2 適切なマークアップ等の実施 ..... 17
- 7.3 JavaScriptの利用 ..... 18
  - 7.3.1 JavaScriptが利用できない利用者への対応 ..... 18
  - 7.3.2 JavaScriptフレームワークの利用時の留意点 ..... 18
  - 7.3.3 第三者が提供するフレームワーク等の適正な利用 ..... 18
- 7.4 適切なOGP対応の実施 ..... 18

## CONTENTS

8

---

ウェブサイトのレイアウト .....	<a href="#">19</a>
8.1    レスポンシブウェブデザインの採用 .....	<a href="#">19</a>
8.2    デザインシステムの採用 .....	<a href="#">19</a>
8.2.1  デザインシステムのバージョン選定 .....	<a href="#">19</a>
8.2.2  デザインシステムの更新への対応 .....	<a href="#">19</a>

9

---

使いやすいウェブサイトの設計 .....	<a href="#">20</a>
9.1    利用ニーズの特定 .....	<a href="#">20</a>
9.1.1  利用者の特定 .....	<a href="#">20</a>
9.2    利用ニーズに合致する機能・情報提供 .....	<a href="#">21</a>
9.2.1  情報提供ウェブサイトの設置 .....	<a href="#">21</a>

10

---

ウェブサイトの評価 .....	<a href="#">22</a>
10.1   ウェブサイトの品質評価 .....	<a href="#">22</a>
10.2   ウェブサイトのユーザビリティ評価 .....	<a href="#">22</a>
10.3   アクセス解析等の適正な実施 .....	<a href="#">23</a>

11

---

本ガイドラインの遵守状況の確認 .....	<a href="#">24</a>
-----------------------	--------------------

12

---

付録 .....	<a href="#">25</a>
12.1   リンク集 .....	<a href="#">25</a>

---

索引 .....	<a href="#">26</a>
----------	--------------------

# 1

## 概要

本ガイドラインは、各府省が設置・公開するウェブサイトの整備・運用に関する指針をまとめた文書である。

### 1.1

#### 適用対象

本ガイドラインは、各府省がウェブサイト等による行政情報及び機能提供を、より充実し利用者に活用してもらえるよう見直す際に適用するものとする。

### 1.2

#### 背景と目的

これまで各府省は、旧「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Web サイトガイドブック」に基づき、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報をウェブサイト等により発信してきた。

これらの活動は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に記載されるように、政府が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて無償で公開する「オープンデータ」の取組を通じて担保されている。

他方で、ウェブサイトに求められる要件は年々複雑化しており、プライバシー、セキュリティ、アクセシビリティといった諸要件を踏まえ、適切な品質を確保したウェブサイトを構築することは難しくなってきている。そこで本ガイドラインは、前掲の各ガイドラインを引き継ぎながら、ウェブサイトの構築に係る諸要件の指針を示すものである。

## 1.3

### 記述範囲と構成

本ガイドラインでは、以下の指針を記載している。

- ・ ウェブサイトの設置・維持・管理・廃止に関する指針 [[3章](#)]
- ・ ウェブサイト・機能の命名に関する指針 [[4章](#)]
- ・ ウェブサイトの情報セキュリティの確保に関する指針 [[5章](#)]
- ・ ウェブサイトの動作環境等に関する指針 [[6章](#)]
- ・ ウェブサイトのフロントエンド開発方針 [[7章](#)]
- ・ ウェブサイトのレイアウト及びデザインシステムの使用 [[8章](#)]
- ・ 使いやすいウェブサイトの設計 [[9章](#)]
- ・ ウェブサイトの評価 [[10章](#)]

## 1.4

### 関連文書

旧「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Webサイトガイドブック」は本ガイドラインの発効に伴い廃止する。

本ガイドラインと特に関係する内容を含む文書は、以下のとおり。なお、本文中で密接に関係する文書がある場合は参照箇所をあわせて記載している。

- ・ 政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン（NCO）  
政府機関等の情報システム担当者が、情報システム運用継続計画を策定し、計画の実施と継続的維持改善をするための手引書となるガイドライン。
- ・ 「DS-670 ユーザビリティガイドライン」（デジタル庁）  
ウェブサイトを含む情報システムの使いやすさの確保に関するガイドライン。
- ・ 「DS-680.2 ウェブコンテンツガイドライン」（デジタル庁）  
ウェブサイトを通じ政府が発信すべき情報、ウェブサイトに掲載するコンテンツの品質確保に関するガイドライン。旧「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Webサイトガイドブック」の内容を引き継ぐ。
- ・ 「Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」（デジタル庁）  
ドメインの保有・移行・廃止等の管理に関するガイドライン。以下「ドメイン管理ガイドライン」という。
- ・ 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）  
ウェブアクセシビリティの確保に関するガイドライン。

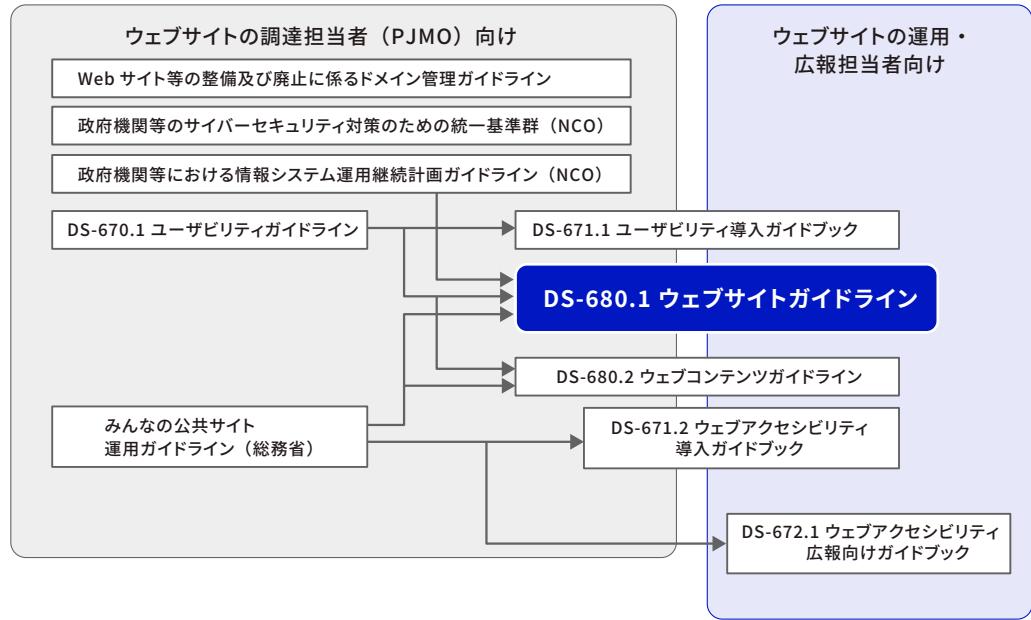


図1.1 関連文書との関係。本項及び図では標準ガイドライン群の上位文書や他の文書を省略しているので留意すること

### 1.4.1 導入のための参考になる文書

ウェブサイトの開発・設計に取り組む導入者・実務者向けに、以下のガイドブックを導入編・実践編として用意している。

- ・「DS-671.1 ユーザビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）
- ・「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）
- ・「DS-672 ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」（デジタル庁）

### 1.4.2 支援ツール

ガイドブック以外では、画面の実装や、品質確認に使えるツール集を用意している。

- ・「デジタル庁デザインシステム」（デジタル庁）  
ウェブサイトの画面表現に関するツールキット。
- ・「UIチェックリスト」（デジタル庁）

### 1.4.3 利用の手引き

DS-600番台のサービスデザイン関連文書は、目的に応じて体系化し、負担が少ない形で利用できるように整理している。以下の手引きを参考にすること。

- ・「サービスデザイン関連ガイドラインの読み進め方・資料の探し方」（デジタル庁）

---

## 1.5

## 利用と配布

本ガイドラインに掲載・発信している情報の著作権は、特記されていない限りデジタル庁に帰属し、特段の権利表記がない限り、「公共データ利用規約（第1.0版）※1」（PDL1.0）又は互換性のある「CC BY 4.0（クリエイティブコモンズ（CC）-表示 4.0 国際）」に従う範囲で利用できる。PDL1.0 のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルールの適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については「コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報※2」を参照すること。

コピーライトポリシー（デジタル庁）※3

※1 公共データ利用規約（第1.0版）  
[https://www.digital.go.jp/resources/open\\_data/public\\_data\\_license\\_v1.0](https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

※2 コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報  
<https://www.digital.go.jp/copyright-policy#important>

※3 コピーライトポリシー（デジタル庁）  
<https://www.digital.go.jp/copyright-policy>

---

## 1.6

## 改訂履歴

- 2025年（令和7年）●月●日策定（標準ガイドラインに組み込み）

# 2

## 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドライン中に特別の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例によるものとする。その他専門用語については、一般の用語定義を参考にすること。

### 2.1 ウェブサイトの種類

本ガイドラインで取り扱うウェブサイトとは、各府省が保有する以下のウェブサイトを指す。ウェブサイトによっては、複数の要素を併せ持つ場合がある。

種類	概要
本省サイト	各府省の自組織の概要、活動、所管する法令等の案内を主目的としたウェブサイト
情報提供サイト	各府省の施策推進や啓発等の情報提供、広報を主目的としたウェブサイト
行政サービスサイト	オンラインでの手続・申請管理・資格管理等の行政サービスの提供を主目的としたウェブサイト
データ検索サイト	オープンデータの提供や、特定の主題に基づいて情報を蓄積したデータベース検索機能の提供等を目的としたウェブサイト。例：e-Gov 法令検索

# 3

## ウェブサイトの設置・維持・管理・廃止

各府省庁は情報発信において、必要性、効率性、有効性の観点及びその他当該政策の特性に応じて必要な観点から、ウェブサイト設置の妥当性を勘案し、具体的な手段・媒体・対応言語等を決定する。

---

### 3.1 適切なドメイン管理の実施

「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」(2025年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定)に基づき、ドメイン運用の見直しと管理プロセスの整備を行った上で、ドメインの運用や命名等の管理を適切に行う。

---

#### 3.1.1 非goドメインサイトの移行又は廃止

各府省は、非go ドメインを移行又は廃止する場合は、利用者が不正なウェブサイトへ誘導されないよう、ドメイン管理ガイドラインに従って、必要な対策を講じる。

---

### 3.2 ウェブサイトの集約

各府省は、利用者中心の視点に立ち、利用者毎の利用ニーズを満たすのに必要な情報資源、機能、申請又は手続を、原則としてひとつのウェブサイトで完結して利用できるように努める。

事情によりウェブサイトの集約・統合が難しい場合は「DS-680.2 ウェブコンテンツガイドライン」[15.1] (デジタル庁) に準じた対応に努める。

### 3.3 ウェブサイトの廃止

各府省は、必要性、効率性、有効性の観点及びその他当該政策の特性に応じて必要な観点から、ウェブサイト維持の妥当性を喪失した場合、「DS-680.2 ウェブコンテンツガイドライン」[17.2]（デジタル庁）に準じて、ウェブサイトを廃止することができる。

### 3.4 適切な技術選定の実施

各府省は、大量・多種の情報を取り扱う場合は、当該情報の管理及び利用が効率的かつ効果的に行えるよう技術選定を行い、ウェブサイトの適切な維持管理、情報及び機能提供に努める。

各府省は、これらの取組を継続的に維持することにより、情報を探す国民等一般の利用者の利便性を低下させないよう留意し、行政機関に対する信頼を向上させ、経済的利益の逸失を招いたり、国民の生命・心身の健康や安全を脅かしたりすることのないよう配慮に努める。

#### 3.4.1 標準適合性及び移植性の確保

各府省は、情報の標準適合性及び移植性の確保のため、下記の対策に努める。

1. HTML Living Standard、Markdown等の標準的なマークアップ技術の採用
2. 情報・記録文書に関連する当該分野において標準的なメタデータ語彙の採用
3. 標準適合性、移植性が確保された製品の採用

#### 3.4.2 緊急時の可用性の確保

各府省は、災害やシステム障害の発生等の緊急時に、各府省のウェブサイトへのアクセス集中や、利用者の利用可能な資源（電力・通信網等）の制限が発生しうることを踏まえ、アクセス集中が予見されるウェブサイトについては、情報システム運用継続計画の策定において、下記の対策を実施する。

- 緊急の告知等をサイトトップ等に掲出できる機能の設置
- アクセス集中対策
- 情報量を絞った非常用モードの設置

### 3.5 他サイトへの移動の告知

各府省は、ウェブサイトからリンク先などの外部ウェブサイトへ移動する場合は、利用者に当該ウェブサイトから外部ウェブサイトに移動する旨を告知するものとする。

### 3.6 重複コンテンツの防止

各府省は、ウェブサイト内部又は外部（他のウェブサイト）での重複コンテンツの防止及び低減のため、URLの正規化やリダイレクト、検索エンジン対策等の適切な対処に努める。

#### 重複コンテンツの例

- URL末尾のindex.htmlやwwwの有無等の混在
- URLが異なる同一コンテンツの発生（端末の種別出し分け、検索機能によるパスの自動生成等）

### 3.7 各国のプライバシー法制への対応

各府省は、EU一般データ保護規則（GDPR）（注記）等、個人データの収集・越境移転・保護・利用等について、域外の事業者等へも適用される各国のプライバシー法制が各組織等の業務に与える影響について適時調査し、各国の法制度に則した適切な対応を行う。

注記) General Data Protection Regulation。個人情報の保護を目的に、EU（EU加盟国及び欧州経済領域（EEA）の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）が2018年5月25日に施行したルールのこと。GDPRは、EU域内の個人データのEU域外への移転について規定しており、EU域内から域外へ個人データを移転するには、

- 十分な個人データ保護の保障（欧州委員会がGDPR第45条に基づき、データ移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定している）
- 明確な本人同意等、一定の条件を満たす必要がある。参考) GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則) (個人情報保護委員会のサイト) ※1

等、一定の条件を満たす必要がある。

※1 参考) GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則) (個人情報保護委員会のサイト)

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>

# 4

## ウェブサイト・機能の命名

各府省は、ウェブサイトやウェブサイトで提供する機能の命名において、多様な背景を持つ人がアクセスしてくることを前提に、利用者が明快にウェブサイトの役割や機能を把握できるよう、以下に留意して適切な命名に努める。

### 4.1 適切な命名・表記

- サービス名や機能名が、既存の実在組織名、著名な名称や商標、他の行政サービス、民間サービス等との混同が発生しないよう留意する。
- 他府省が命名を付与する際に混乱を招かないよう、過大な命名を避ける。

### 4.2 多言語対応を前提としたサービスの命名

- 非日本語話者等の利用が見込まれる場合は、なるべく平易な日本語名称の命名を行う。
- 非日本語話者等の利用が相当程度ある場合は、原則として英語名称を決めておくことが望ましい。

### 4.3 日本語名称の制限

日本語で命名を行う場合には原則として、スマートフォンでの利用を想定しJIS第4水準（JIS X 0213:2012）の範囲で実施する。

# 5

## ウェブサイトの情報セキュリティの確保

各府省は、統一基準群に基づき作成した各府省の情報セキュリティポリシーに従って、情報セキュリティ対策を実施するものとする。具体的な対策方法については、統一基準群の「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」最新版を参照すること。

ウェブサイトの設計にあたっては、セキュリティ・バイ・デザイン（「DS-200 政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」（デジタル庁）等のセキュリティの確保に関する文書も参考にすること。

### 5.1 通信データ及び情報発信源の信頼性確保

各府省は、ウェブサイトの信頼性を確保し、利用者が以下の各要件を確認できるようにするために、ウェブサイトと利用者間での通信の暗号化及び電子証明書の利用、暗号鍵管理を通じ、適切な通信データ管理を行う。

- ウェブサイトの内容が改ざん等なく真正なものであること
- 盗聴による第三者への情報の漏えいの防止
- 正当なウェブサーバであること

#### 5.1.1 TLSの利用

通信の暗号化にはTLS (Transport Layer Security) を原則として用い、TLSの電子証明書による認証により、ウェブサーバの正当性を利用者が確認できるようにする。

#### 5.1.2 HTTP/2の利用

ネットワークの効率的な利用や応答性能の向上等の観点から、RFC7540として標準化されているHTTP/2を用いた通信に対応する（注記）。

注記) 代表的なブラウザでHTTP/2を用いた通信に対応する場合は、TLSによる暗号化が必須となる点に留意すること。また、本規定はRFC 9114として標準化されているHTTP/3の導入を妨げるものではない。

### **5.1.3 非goドメインサイトの真正性確保**

各府省は、例外的にウェブサイトがgoドメイン以外を使用している場合、電子証明書の活用に加え、本省サイト等に掲載を行い、ウェブサイトの真正性を利用者が容易に確認できる環境整備に努める（注記）。

注記）統一基準群及び「ドメイン管理ガイドライン」では、ソーシャルメディアサービスによる情報発信を除き、ウェブサイトが実際の府省提供のものであることを利用者が確認できるように、goドメインを利用するすることを求めている。

### **5.1.4 IPv6対応**

各府省は、統一基準群に基づき作成した各府省の情報セキュリティポリシーに従い、「政府情報システムに係るIPv6対応の取組について（2011年（平成23年）11月2日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき、IPv6対応を行う。

---

## **5.2 保存データの信頼性確保**

各府省は、ウェブサイトの保存データ（Data at Rest）の信頼性を確保するため、保存データの暗号化、鍵管理及びアクセス管理を行うとともに、対象ウェブサイトで求められる品質に応じ、データ保護の自動化に努める。

---

## **5.3 Cookieの利用**

Cookie等を用いて利用者を識別する情報を取得する場合は、プライバシーポリシーに明記する等、個人に関する情報の扱いに配慮する（注記）。

注記）例えば、ウェブサイトの継続的な改善を目的としたアクセス解析を行う等の場合は、Cookie等を用いてサーバ側で利用者を識別することとなるため、プライバシーへの配慮が必要となる。

# 6

## ウェブサイトのシステムアーキテクチャ

---

### 6.1 動作環境の選定

各府省は、ウェブサイトの調達にあたり原則として、対象ウェブサイトの調達時点で普及している各端末のOS及びウェブブラウザに対応したウェブサイトの調達を行う。

- 対応するウェブブラウザの選定にあたっては、各端末の種類ごとにOS標準ブラウザ及び市場シェアの高いウェブブラウザに対応する。
- 

### 6.2 動作環境の変化に応じた運用及び保守

各府省は、ウェブサイトの運用及び保守にあたり、ウェブサイトの運用開始後に実施されたウェブブラウザ(注記)及び採用しているライブラリ・プラグイン等の脆弱性対応状況、更新に伴うウェブサイト側の対応要否を定期的にモニタリングし、必要な改修を行う。

注記) HTML・CSSの標準仕様は継続的に更新されており、新しい機能や要素が段階的に導入され、各ウェブブラウザによってサポートされていく。これらの最新の標準に基づく機能や要素は、ウェブサイトのアクセシビリティ、パフォーマンス及び視覚的な魅力を向上させる上で非常に有用だが、最新のウェブ技術の採用にあたっては、対象とする利用者の端末環境やウェブブラウザの対応状況を十分に考慮する必要がある。

参考) 最新のHTML・CSSの仕様は、次のウェブサイトを参考にすること。

- HTML Living Standard : <https://html.spec.whatwg.org/>
- CSS : <https://www.w3.org/TR/?tag=css&status=rec&version=latest>

## 6.3 サポートが終了する技術等の取扱い

各府省は、ウェブサイトの調達にあたり、原則としてサポートが終了している技術等を対象にしないよう努める。

### 6.3.1 可読性の維持

ウェブサイトを通じて発信された情報は、フォーマットがその時点で採用された技術に依拠していること、発信当時は社会通念上当たり前とされていた常識や、当時存在していた組織等に依拠していることを留意し、時間変化に伴う技術の更新や行政組織の構造の変化等によって、人間及び機械による情報の再生（可読性）、理解のしやすさ、信頼性等が毀損しないよう、関係機関と連携しながら、将来にわたる情報の可読性維持に向けた下記の取組に努める。

1. 採用されているフォーマット及び再生方法の組織的把握
2. 情報・記録文書のマイグレーション対象の選定とマイグレーションの実施（注記）

可読性の維持については「DS-680.2 ウェブコンテンツガイドライン」[18.2.1]（デジタル庁）も参照すること。

注記) データを他のフォーマットや新しいシステムに移行することをマイグレーションと呼ぶ。

# 7

## ウェブサイトのフロントエンド開発方針

### 7.1

#### 多様な利用環境への配慮

各府省は、多様な利用環境に配慮しウェブサイトの可用性の最大化を図り、何らかの理由で最新のCSSやJavaScript技術が利用できない利用者であっても、ウェブサイトの主要な機能にアクセス可能とすること等を目的として、HTMLやCSS等のみで実装可能な部分にはJavaScriptを用いない、プログレッシブエンハンスメントのアプローチを可能な限り採用する。

ただし、以下の場合は異なるアプローチを選択できるものとする。

- 高度に動的なインタラクションが価値提供上重要であると考えられる場合。
- 複数のシステム間での疎結合化やデカップリングを推進している場合。

### 7.2

#### 適切なマークアップ等の実施

各府省は、ウェブアクセシビリティの確保や検索エンジンによるインデックスの適正化等を目的として、本ガイドライン [6.1 動作環境の選定] の規定に基づき指定したウェブブラウザがサポートする標準技術 (HTML及びCSS) を適切に用い、以下に留意したウェブサイトの開発を行う。

- 見出し等の情報、構造、及び関係性を適切にマークアップする。
- UI (ユーザーインターフェース) の役割、状態、及びプロパティを支援技術からアクセスできるようにする。
- ウェブアクセシビリティ確保のため、WAI-ARIAを活用する。

---

## 7.3 JavaScriptの利用

各府省は、ウェブサイトの動的要素を制御する必要がある場合は、HTML及びCSSによる実現性を可能な限り検討した上でJavaScriptを用いるよう努める。

### 7.3.1 JavaScriptが利用できない利用者への対応

プログレッシブエンハンスメントのアプローチを採用していないために、JavaScriptを利用できない環境で正常に動作しないウェブサイトでは、noscriptタグを設置し、利用者がJavaScript非対応の環境で使用している状態にあることを示し、対応環境での使用を促すか代替手段を提示する。

### 7.3.2 JavaScriptフレームワークの利用時の留意点

クライアントサイドでDOMを構築及び更新するJavaScriptフレームワークを使用する際には、最終的に出力されるDOMの構造化を適正に実施する。

### 7.3.3 第三者が提供するフレームワーク等の適正な利用

第三者の提供するフレームワーク等を導入する場合、以下に配慮する。

- JavaScriptタグ等を用い外部ウェブサービスを経由して導入する場合、定期的に脆弱性や更新状況等のサービス提供状況を確認し、適切な対応を行う。
- 特定の事業者のみが保持・運用・保守しているフレームワーク等を原則として採用しない。
- 導入するフレームワーク等のライセンスを確認し、適正な利用を行う。

---

## 7.4 適切なOGP対応の実施

設置するウェブサイトがソーシャルメディア等で共有されることを前提として、Open Graph Protocol(OGP)に対応するよう努める。

# 8

## ウェブサイトのレイアウト

---

### 8.1 レスポンシブウェブデザインの採用

各府省は、利用者が利用する端末の多様化が進んでいることから、様々な種類の機器、OS、画面サイズに合わせてウェブサイトが適切な表示になるよう、原則としてレスポンシブウェブデザインを採用するよう努める。

---

### 8.2 デザインシステムの採用

各府省は、利用者の学習コストや利用コスト等の低減及びウェブサイトの品質向上の観点から、国民向けのフロントサービスを有する行政サービスサイトにおいて、デジタル庁が提供する「デジタル庁デザインシステム」（デジタル庁）を原則として採用するよう努める。

#### 8.2.1 デザインシステムのバージョン選定

対象とするデザインシステム（「デジタル庁デザインシステム」（デジタル庁）を含むが、これに限らない）のバージョンは、調達開始時点で最新のものを参照する。調達執行中にデザインシステムが更新された場合の対応は、費用対効果等を総合考慮して決定する。

#### 8.2.2 デザインシステムの更新への対応

調達執行後におけるデザインシステムの更新への対応は、情報システムのライフサイクルにあわせ、適正に実施するよう努める（注記）。

注記) 一般に、デザインシステムはアクセシビリティやセキュリティのアップデートを図る目的で更新されるため、ウェブサイトの品質向上の観点からもデザインシステムの更新には追従するほうが望ましい。即时の最新化・追従を求めるものではないが、情報システムのライフサイクルの設計観点には、デザインシステム更新にともなうアップデートについても考慮が必要となる。

# 9

## 使いやすいウェブサイトの設計

各府省は、「DS-670 ユーザビリティガイドライン」[3]（デジタル庁）を参照し、使いやすいウェブサイトの設計に取り組む。

### 9.1 利用ニーズの特定

各府省は、「DS-670 ユーザビリティガイドライン」[3.1]（デジタル庁）を参照しながら、本ガイドラインに定める主利用者の種類を参考に適切な利用者層を特定し、対象ウェブサイトの利用ニーズを明らかにするよう努める。

#### 9.1.1 利用者の特定

ウェブサイトの企画時には、下記に示す各利用者層の中から、ウェブサイトのニーズに応じた主利用者を決定し、利用者中心の視点に立ったウェブサイトの提供に努める。この表にない利用者を想定する場合は、情報の特性や各府省のニーズ毎に必要な利用者を個別に設定できる（注記）。

主利用者の属性や専門性の例	主ニーズの例
一般的な利用者	行政サービスの利用、法令や規制の解説、Q&A の利用
報道関係者	大臣会見等の主要、最新のお知らせの取得、記者会見や会議の実施日程の確認
行政機関の担当者	法令、ガイドライン等の刊行物の利用、通知・通達の参照等
所管分野の事業者・関係者	通知通達の確認、各分野における規制等の概要の取得、申請・届出の実施、会議録の確認
研究者・専門家	法令、白書等の刊行物の利用、アーカイブの利用、公文書の取得
調達参加事業者	最新の調達情報の確認
こども	行政サービスや社会の仕組み、解説等の利用、調べ学習等での利用
非日本語話者	翻訳等の利用
その他	別に設定する利用者層。例として ・医療従事者　・労働者　・観光客　・大学職員

注記) すべての主利用者にはそれぞれ障害者を含み、子ども以外においては高齢者も含む。主利用者の特定において、当該主利用者が健常者か障害者か等を区別することはできない。

---

## 9.2

## 利用ニーズに合致する機能・情報提供

各府省は、設置するウェブサイトにおいて、[9.1.1 利用者の特定] で定めた主利用者別に、提供するべき機能・情報を企画し、利用ニーズの変化等にあわせて適宜更新するよう努める。

- 提供する情報・資料の対象範囲（種類及び期間）
- 提供する機能群の概要

### 9.2.1

### 情報提供ウェブサイトの設置

[9.1.1 利用者の特定] で定めた主利用者別に、以下の場合は情報提供サイトを本省サイトとは独立して設置できる。

- 中長期・恒常に、行政施策や制度、通知・通達等について、特定の利用者への継続的な情報提供を行う必要がある場合
- 特定の利用者に対して複数の行政サービスがあり、情報や導線を集約することが好ましい場合

# 10

## ウェブサイトの評価

各府省は、設置するウェブサイトについて、技術や社会環境、利用状況等の変化にあわせた提供ができるよう、必要性、効率性、有効性の観点及びその他当該政策の特性に応じて必要な観点から、適宜ウェブサイトの品質の評価、維持及び向上に取り組むよう努める。

---

### 10.1 ウェブサイトの品質評価

ウェブサイト評価の観点には以下を含めるものとする。

- 国民・事業者向けウェブサイトの場合、ウェブアクセシビリティの準拠状況 (JIS X 8341-3:2016 AAへの準拠状況をJIS試験により測る)
- ウェブサイトを構成するコンテンツの分類基準やラベル表現等の情報設計が現状に照らして適切か (エキスパートレビュー、アンケート又はインタビュー等により測る)
- ウェブサイトの管理システムがある場合、その利用しやすさ (ユーザビリティテスト、エキスパートレビュー、アンケート又はインタビュー等により測る)
- 各種ポリシーや利用規約の最新性 (ウェブサイトの現況に沿った内容となっていること、法改正等への追従が行われているかを確認する)
- セキュリティの遵守状況 (脆弱性診断、ペネトレーションテスト、DAST (Dynamic Application Security Testing) 等により測る)
- プライバシーの遵守状況 (ポリシー等の遵守状況を確認する)

---

### 10.2 ウェブサイトのユーザビリティ評価

各府省は「DS-670 ユーザビリティガイドライン」[3.4.1] (デジタル庁) に従い設定した利用品質目標 (有効性・効率性・満足度) を、同ガイドライン [5] に従って定期的に評価し、ウェブサイトの改善に努める。

---

## 10.3

### アクセス解析等の適正な実施

ウェブサイトの継続的な改善を実施するために、個人に関する情報の扱いに配慮しつつ、必要に応じてアクセス解析等の技術を活用する。特に、アクセス解析やトラッキングを行う際は、個人に関する情報を含む場合があるため、扱いには十分に配慮する。

# 11

## 本ガイドラインの遵守状況の確認

各府省における本ガイドラインの遵守状況については、当該府省自らが適切に確認する。

# 12

## 付録

---

### 12.1 リンク集

本ガイドラインで言及しているウェブページ等の一覧を以下に示す。

#### 利用・配布

- [公共データ利用規約（第1.0版）](#)
- [コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報](#)
- [コピーライトポリシー（デジタル庁）](#)

#### 一般データ保護規則

- [参考\) GDPR \(General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則\)（個人情報保護委員会のサイト）](#)

#### 規格

- [HTML Living Standard: <https://html.spec.whatwg.org/>](#)
- [CSS: <https://www.w3.org/TR/?tag=css&status=rec&version=latest>](#)

# 索引

---

## さ行

### サイト

本省——に関する説明	8
情報提供——に関する説明	8
行政サービス——に関する説明	8
データ検索——に関する説明	8

## た行

### デザインシステム

——に関する説明	19
——の採用(適用対象)	19
——のバージョン選定	19
——の更新への対応	19

## は行

### 品質評価

ウェブサイトの——に関する説明	22
-----------------	----

## ら行

### レスポンシブウェブデザイン

——に関する説明	19
----------	----

### 利用者

ウェブサイトの——に関する説明	20
-----------------	----

## G

### GDPR(General Data Protection Regulation)

——に関する説明	11
----------	----

## H

### HTML・CSS

——に関する説明	15
----------	----

### HTTP/2

——に関する説明	13
----------	----